

# 道路空間のユニバーサルデザインを考える 懇談会 報告

---

- ✓ 旅客特定車両停留施設のバリアフリー基準
- ✓ 歩行者利便増進道路の構造基準

# 旅客特定車両停留施設に関する法令上の位置づけ

	道	路	法
【法律】	第48条の31 <u>特定車両停留施設の構造及び設備の技術基準</u> は、特定車両停留施設を利用することができる <u>特定車両の種類ごとに、国土交通省令で定める。</u>		

## 特定車両停留施設の構造及び設備の基準を定める省令(案)

【省令】	特定車両用場所	旅客用場所	その他設備	施設特有の機能
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○構造耐力</li> <li>○特定車両の出入口</li> <li>○諸設備の配置</li> <li>○誘導車及び操車場所</li> <li>○停留場所 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○乗降場</li> <li>○通路</li> <li>○待合所 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○排水設備</li> <li>○換気設備 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○交通結節点としての機能</li> <li>○災害時の施設の機能維持のための構造</li> </ul>

## 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律

【法律】	第10条 道路管理者は、特定道路又は <u>旅客特定車両停留施設</u> の新設又は改築を行うときは、当該特定道路又は <u>当該旅客特定車両停留施設を、移動等円滑化のために必要な道路の構造</u> に関する条例(国道(道路法第三条第二号の一般国道をいう。以下同じ。)にあっては、主務省令)で定める <u>基準</u> (以下この条において「道路移動等円滑化基準」という。)に <u>適合させなければならない。</u>
------	--

## 移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令(案)

【省令】	<ul style="list-style-type: none"> <li>○乗降場</li> <li>○通路</li> <li>○待合所 等</li> </ul>
------	---

## 道 路 法

### 【法律】

(歩行者利便増進道路の構造の基準)

第四十八条の二十一 歩行者利便増進道路に係る第三十条第一項及び第三項に規定する道路の構造の技術的基準は、これにより歩行者利便増進道路における歩行者の安全かつ円滑な通行及び利便の増進が図られるように定められなければならない。

## 道 路 構 造 令(案)

### 【政令】

#### 歩行者の安全かつ円滑な通行の基準

- すべての人が安全で円滑に通行できる構造

#### 利便の増進の基準

- 通行の幅を確保した上で、歩行者の利便を増進する空間を確保すること
- 必要に応じて、歩行者の利便の増進に資するものを設けること

# 本懇談会での検討事項と本日のご報告事項

## 主な検討事項

### ○ 政省令に位置づける事項

①旅客特定車両停留施設のバリアフリー基準 【省令】

②歩行者利便増進道路の構造基準 【政令】

## 本日のご報告事項

上記①、②の検討結果について報告。

### ● 道路技術小委員会における主な意見

#### 【②歩行者利便増進道路 関係】

- ・ 自転車と歩行者の空間は分離していただきたい。
- ・ 街路樹を使いながらの快適空間の創出というのもお考えいただきたい。歩道空間の活用を考えると、歩道側の建築基準の高さ(2.5m)を変更する必要があるのではないか。

### ● 道路空間のユニバーサルデザインを考える懇談会における主な意見

#### 【①、②共通】

- ・ 歩車道境界で2cm段差と異なる構造を採用する場合は、視覚障害者への意見を聞いたうえで実施することが必要
- ・ 視覚障害者誘導用ブロック等での誘導の連続性や色の考え方等について整理が必要
- ・ バス停等においてUDタクシーの乗降に配慮した構造にすることが必要
- ・ 生活道路における対策（ランブルストリップの取り扱い等）について検討が必要
- ・ 自転車歩行者道等において自転車と歩行者の分離が必要
- ・ 知的障害者等にも配慮した案内サインが必要

#### 【①旅客特定車両停留施設 関係】

- ・ エレベータの台数やサイズは、障害者の意見や利用人数を踏まえた検討が必要

#### 【②歩行者利便増進道路 関係】

- ・ 歩行者利便増進道路等のベンチ・待合所等の構造について、車椅子利用者等への配慮が必要

# 道路空間のユニバーサルデザインを考える 懇談会 報告

---

- ✓ 旅客特定車両停留施設のバリアフリー基準
- ✓ 歩行者利便増進道路の構造基準

# 旅客特定車両停留施設のバリアフリー基準

## 旅客特定車両停留施設

- バス・タクシー・トラック等の事業者専用の停留施設(特定車両停留施設)のうち、旅客を対象とする特定車両停留施設(旅客特定車両停留施設)をバリアフリー基準適合対象に追加

### 特定車両用場所

- 誘導車路 (車両が走行する車路)
- 操車場所 (車両が転回等する場所)
- 停留場所 (車両を停留させる場所)

その他の特定車両の通行、停留又は駐車のために供する場所

構造等基準  
(道路法)を策定

### 旅客用場所

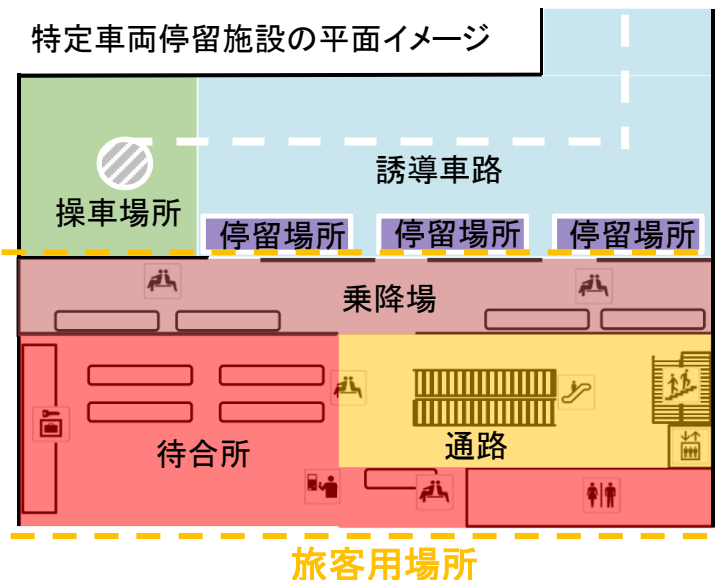
- 乗降場 (旅客が車両を乗降する場所)
- 通路 (乗降場と外部、又は乗降場同士の連絡路)
- その他の旅客の用に供する場所(待合所等)

### その他設備

- 排水設備
- 換気設備
- 等

構造等基準  
(道路法)を策定

特定車両停留施設の平面イメージ



## バリアフリー基準の適合義務の対象に追加

※乗降場ごとに少なくとも1経路以上はバリアフリー基準に対応  
(それ以外の経路は、構造等基準(道路法)を策定)

# 旅客特定車両停留施設のバリアフリー基準

○旅客特定車両停留施設の旅客用場所(乗降場、通路、その他の旅客の用に供する場所)の**バリアフリー基準**を策定

⇒既存の旅客ターミナル等のバリアフリー基準(公共交通移動等円滑化基準)を参考に基準を策定

## ＜バリアフリー基準を策定する施設＞

- ・乗降場、通路(傾斜路、エレベーター等の施設を含む)、その他の旅客の用に供する場所(待合所等)

## 【バリアフリー基準の例】

### 乗降場

#### ＜視覚障害者誘導ブロック等＞



#### バリアフリー基準(案)

- ・視覚障害者の旅客特定車両用場所への進入を防止するための設備(柵、視覚障害者誘導用ブロック等)を設置する

### 通路

#### ＜傾斜路＞



#### バリアフリー基準(案)

- ・有効幅員  
1.2m以上
- ・階段に併設する場合は  
0.9m以上
- ・縦断勾配  
8%以下
- ・二段式の手すりを両側に設置

#### ＜エレベーター＞



#### バリアフリー基準(案)

- ・かごの大きさ  
1.4m以上 × 1.35m以上  
(エレベーターの台数、かごの大きさは、利用状況を考慮して定める)
- ・出入口の有効幅  
0.8m以上
- ・乗降ロビーの幅・奥行き  
1.5m以上 × 1.5m以上

### その他の旅客の用に供する場所

#### ＜待合所＞



#### バリアフリー基準(案)

- ・高齢者、障害者等の休憩の用に供する設備を一以上設ける

# 道路空間のユニバーサルデザインを考える 懇談会 報告

---

- ✓ 旅客特定車両停留施設のバリアフリー基準
- ✓ 歩行者利便増進道路の構造基準



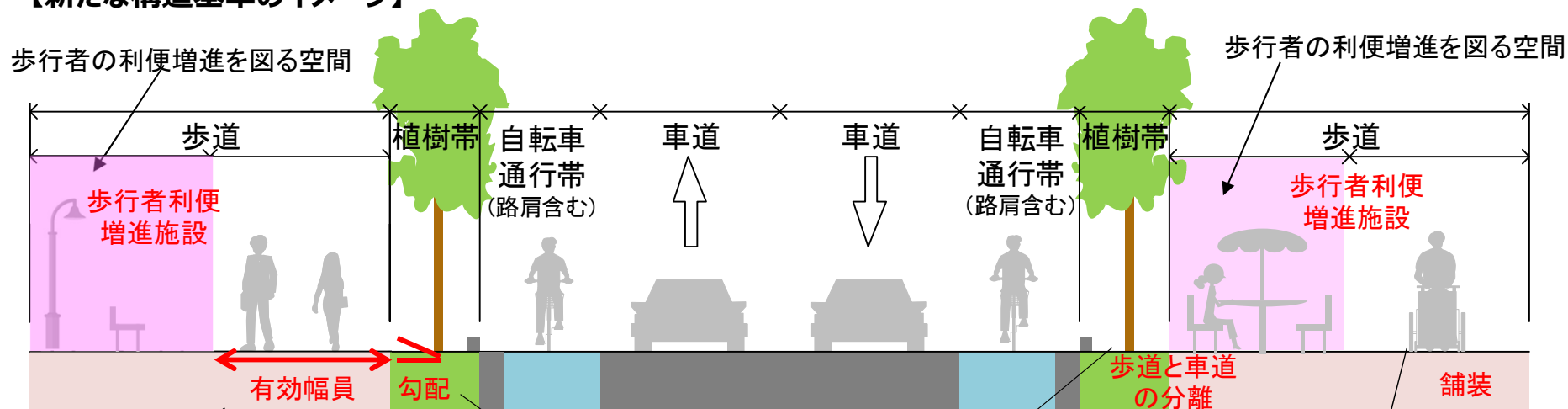
# 歩行者利便増進道路の構造基準(横断面)

- 高齢者や障害者にとっても安全で使いやすい道路構造となるよう**歩行者利便増進道路の構造基準**を策定
  - ⇒バリアフリー法に基づく歩道のバリアフリー基準(道路移動等円滑化基準)を参考に基準を策定
  - 歩行者の利便増進を図る施設(街灯やベンチ等)と利便増進を図る空間に必要な幅員の考え方についても策定

## <道路構造基準の内容>

- ・歩道の有効幅員、歩道の勾配、歩道と車道の分離、歩道の舗装 等

## 【新たな構造基準のイメージ】



### バリアフリー基準(案)

- ・車いす同士がすれ違える歩道の有効幅員(2.0m以上)を確保

### バリアフリー基準(案)

- ・歩道の縦断勾配  
5%以下(特例値8%)
- ・歩道の横断勾配  
1%以下(特例値2%)

### バリアフリー基準(案)

- ・植樹帯や並木や柵の設置
- ・縁石の設置  
高さ15cm以上


### バリアフリー基準(案)

- ・透水性舗装を活用し、平坦で滑りにくく水はけが良い仕上げとする

## コロナ占有特例の概要

- 6月5日から、直轄国道について、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける飲食店等を支援するための緊急措置として沿道飲食店等の路上利用の占有許可基準を緩和する特例措置を導入。
- 地方公共団体に対しても、同様の措置の実施検討を依頼する文書を発出。

対象	<u>「3密」の回避や「新しい生活様式」の定着に対応するための暫定的な営業形態として、テイクアウト、テラス営業等のための仮施設を設置し、かつ、施設付近の清掃等にご協力いただける店舗</u>
占有許可基準	無余地性の基準について弾力的に判断
占有主体	① 地方公共団体 又は ② 地元関係者の協議会、地方公共団体が支援する民間団体などによる一括占有
占有の場所	<u>道路の構造又は交通に著しい支障を及ぼさない場所</u> ※ 歩道上においては、交通量が多い場所は3.5m以上、その他の場所は2m以上の歩行空間の確保が必要
占有料	<u>免除</u> （施設付近の清掃等にご協力いただけている場合）
占有期間	<u>令和3年3月31日まで</u>

 歩行者利便増進道路制度の活用による沿道飲食店等の路上利用の持続化を促進